

災害イエローゾーンについて

○災害イエローゾーンとは

国の地域医療介護総合確保基金管理運営要領（R5. 6. 23 改訂）別記 1-1 において、次のいずれかに該当する区域とされています。

区域の名称	根拠法令	調べ方
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律第 7 条第 1 項	<p>石川県 SABO アイで以下のチェックが入っているか確認</p> <ul style="list-style-type: none">  土砂災害特別警戒区域及び警戒区域 (区域の詳細は所管の県土木事務所) <input checked="" type="checkbox"/> 急傾斜地の崩壊 <input checked="" type="checkbox"/> 土石流 <input checked="" type="checkbox"/> 地すべり <p>※黄色の斜め・網掛けの地域が該当</p>  
浸水想定区域等	水防法第 14 条第 1 項又は第 2 項 洪水浸水想定区域	<p>参考：(県 HP)</p> <p>https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kasen/sinsui-m/index.html</p> <p>※浸水深の詳細な深さについては、県の河川課または所管の土木事務所に確認</p>
	津波防災地域づくりに関する法律第 10 条第 3 項第 2 号、並びに同法第 53 条第 1 項 津波浸水想定に定める浸水の区域、津波災害警戒区域	<p>参考：(県 HP)</p> <p>https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kasen/tsunami/tsunami.html</p>

※水防法第 14 条の 2 第 1 項又は第 2 項の雨水出水浸水想定区域、同法第 14 条の 3 第 1 項の高潮浸水想定区域及び特定都市河川浸水被害対策法第 32 条第 1 項、同法第 32 条第 2 項の都市浸水想定区域については、R5. 9 現在、県内の対象区域は無し

注：災害イエローゾーンからの介護施設の改築整備事業について

R5 年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した地域密着型介護施設等については、石川県介護基盤施設等整備費補助金の「地域密着型サービス等整備助成事業」の補助対象とはなりません。

また、R5 年度以降に新規整備された広域型介護施設等については、石川県介護基盤施設等整備費補助金の「災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業」の補助対象とはなりません